

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

公共受託事業管理業務就業基準実施要領

# 公益社団法人四街道市シルバー人材センター

## 公共受託事業管理業務就業基準実施要領（令和3年12月17日施行）

この要領は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター公共受託事業管理業務就業基準の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 別表1について、就業内容等により次のとおり分類する。

（表1-1）

○長期就業・ローテーション該当職種

該 当 職 種	切替月	備 考
第二庁舎駐車場等管理委託 受付 駐車場 夜間	4月	
	4月	
	4月	
市役所閉庁時受付業務（日直）	4月	
大目保管所業務	4月	
駐輪場管理業務 四街道 物井	4月	
	4月	
庁舎駐車場等管理委託	10月	
総合福祉センター夜間受付業務	10月	
南部福祉センター夜間受付業務（わろうべ）	10月	

（表1-2）

○長期就業適用外職種

適 用 外 職 種	切替月	備 考
物井駅自由通路日常清掃業務	10月	
放置自転車撤去準備（巡回指導・ステッカー貼り）	10月	
学校開放管理業務 四街道中学校 和良比小学校	10月	
	10月	
放置自転車指導業務 四街道駅前	4月	

- 1職種につき最長3年就業者は、半年間は別表1の職種での就業は不可。
- シルバー人材センターから就業の延長を要請された就業者、欠員補充等で年度途中からの就業者は休業期間とみなし、その翌年度を1年目とする。
- 職種により、業務引継ぎ等経過措置により3年を超えての就業は可。
- 表1-2の職種は、3年間の長期就業から除外とする。
- 表1-1の職種は、重複就業不可。ただし、表1-2との重複は就業に支障がなければ可。
- 総合福祉センター夜間受付業務の長期就業期間は、平成26年10月から起算する。